

3. 分野別整備方針

まちづくりの目標を実現するためには、町民・企業・行政がそれぞれの立場で関わりあっていく必要があります。その関わり合いが共通の方針に基づいておこなわれるよう、「土地利用」「交通体系」「都市施設」「環境」の4つの分野に分けて、その方向性を「整備方針」として示します。

(1) 土地利用に関する方針

①基本的な考え方

良好な住宅地の形成

川俣町は、山がちな地形のために平地が少なく、住宅地が不足しています。さらに、近隣市町村と比較して地価が高いため、住宅地の取得が一層困難になっています。

これは人口減少の一因となっており、定住人口の回復のためにも、良好な住宅地の形成が必要とされています。

用途地域内の遊休地を活用した住宅整備、住宅地の形成など、多くの人々の住宅取得意欲を高めるために、安価な住宅・住宅地の供給を促進します。

バランスの取れた開発と保全の組み合わせ

川俣町は、優れた自然環境と歴史・伝統・文化の人文環境を持つ町であり、この良好な環境を次の世代に継承していくために、その保全を図りながら、バランス良く開発を進めることが重要となっています。

自然環境保全や水源涵養のために、標高300m以上の山林・緑地については開発を抑制するほか、市街地周辺の農地・集落についても、原則として市街地の拡大を抑制し、自然環境と共生した集落環境の整備をおこないます。

中心市街地の再整備・活性化

川俣町には、町の発展の中心として重要な役割を果たしてきた“中心市街地”があります。中心市街地は、行政や産業の中心として多くの役割を担ってきた場所ですが、現在では、木造密集家屋や細街路等の存在により、防災上の問題も多く、中心市街地としての機能の低下が現れはじめています。したがって、中心市街地の再整備を進め、町の中心としての機能を回復して活性化を図る必要があります。

②基本方針

暮らしやすい川俣町を実現するために

●中心市街地における防災・不燃化の推進

中心市街地では、敷地規模が小さく老朽化した木造家屋が密集して建ち並び、道路も狭いために、防災上の問題を抱える区域が多いのが現状です。このため、敷地の共同化等により、不燃建築物への建て替えを誘導するとともに、敷地のセットバックによる細街路の拡幅、遊休地を活用した避難広場の確保等により中心市街地の防災性の向上を図ります。

●安価で利便性の高い新規住宅地の供給

町の定住人口の回復と、若者の定住促進を図るためにも、安価で利便性の高い新規住宅地の確保が必要とされており、鶴沢地区、壁沢地区等の住宅適地における面開発により、計画的な住宅地の供給を促進します。

●地形を活かしたゆとりある住宅地の形成

川俣町の優れた田園環境を活用した住宅地を、小神地区等の集落地区に形成し、都会からのU・J・Iターン者や、ゆとりある住宅を希望する町民に提供していきます。

活気あふれる川俣町を実現するために

●中心市街地の再整備

中心市街地の再整備により、定住人口の回復と中心商店街の活性化を図ります。さらに、行政・福祉・保健機能の整備を進め、魅力的な市街地の形成を推進していきます。

●若者向け定住環境の整備

川俣町では若年人口の減少（流出）が大きな課題となっています。町の活性化のためにも、中心市街地及び鶴沢地区、壁沢地区等において、若者が定住可能な、安価で良質な住宅・住宅地の供給を図るとともに、就業環境の整備を進めます。

●遊休地の活用による中心市街地での住宅供給

中心市街地では、繊維産業の衰退、商店街の活力低下等により、遊休地が増加しています。川俣町ではこの地区の人口減少が最も多く、商店街の活力低下の一因となっています。このため遊休地を活用した整備により、安価で良質な住宅の供給を図り、定住人口の回復と活性化を図ります。

●産業の振興を促進する土地利用の検討

工場誘致による雇用の創出効果を求めるのみならず、地域生活とのつながりを重視し、周辺環境との調和も視野に入れた土地利用の検討を進めていきます。また、繊維産業をはじめ、各種の地場産業の支援についても、町の活性化の視点から、様々な可能性について有効な土地利用の検討をしていきます。

みんなが誇りに思える川俣町を実現するために

●バランスのとれた開発整備の推進

次の世代に、川俣町の持つ優れた自然環境・人文環境を継承していくために、新規住宅地等の開発にあたっては、環境の保全とのバランスを重視し、持続的発展が可能な開発整備を進めます。

●自然環境の保全・回復と活用

川俣町の緑豊かな自然環境は、次世代へと引き継いでいかねばならない大切な資源です。しかし、中心市街地を流れる広瀬川は水質の悪化が著しく、下流域の水源でもあることから、水質の浄化は重要な課題となっています。また、町の各所でおこなわれている開発も、自然環境と共生した形でおこなわれているとは言い難いのが現状です。今後は、市街地の無秩序な拡大を押さえ、自然環境の保全を図っていくとともに、遊休農地を利用した森林環境の回復などにより、町民が良好な自然環境を享受できるまちづくりを進めていきます。

●観光的魅力のある地区の整備

観光に重点をおいた絹製品づくり及び販売による「絹」をテーマにしたまちづくりや、全国的に有名なイベントである「コスキン・エン・ハポン」を契機としたコスキン風の街並み景観づくり、さらに春日神社・常泉寺などの歴史的環境や、広瀬川や山の緑などの自然環境を活用して、観光的魅力のある地区を整備することにより、川俣町の観光的魅力を高めていきます。

④誘導・整備の方針

方針に沿った土地利用を誘導するため、区域内の土地利用を以下の区分に分類し、用途地域や地区計画等の指針とします。

住宅地区

中心市街地の既存住宅地については、特に木造老朽家屋の密集した区域を中心に、細街路の拡幅整備、遊休地を利用した小公園の整備などにより、防災性の向上と居住環境の改善に図るとともに、安価で良質な住宅地の供給を促進します。

商業系地区

商業施設が集積する中心市街地においては、川俣町の商業の一拠点として、遊休地の活用や都市計画道路の整備とあわせて都市機能の更新・再整備を促進し、魅力ある中心商業地の形成を図ります。また、鶴沢地区においては、国道114号沿いに、沿道型商業施設の集積にあわせた沿道商業ゾーンの形成を図ります。さらに、道の駅が近接することから、広域商圏を持つ沿道型商業施設と道の駅との連携を図ることにより、道の駅の観光窓口としての役割を強化し、より多くの人々に川俣町の観光的側面をアピールしていきます。

田園居住地区

鶴沢地区の田園居住地区については、良好な田園環境を保全しつつ、計画的な面開発により都市基盤を整備し、良好な住宅地の形成を図ります。

工業系地区

造成済みの中山工業団地については、引き続き町内企業の移転誘致に努め、工業集積ゾーンとして整備を進めます。造成中の西部工業団地については、需要の動向にあわせた着実な整備を進めます。

農地集落地区

集落、農地においては、原則として市街地の拡大を抑制し、自然環境の保全・回復と既存集落の環境整備を推進します。

山林緑地地区

山林・緑地については、自然環境の保全・回復を図るとともに、町民が自然と接する憩いの場や、歴史・文化に接することができる環境の整備を進めます。また遊休農地化した桑園を活用した森林の回復や、保水性の優れた落葉広葉樹の植林を積極的に推進します。



(2) 交通体系に関する方針

① 基本的な考え方

災害に強いまちづくりのための道づくり

中心市街地における細街路の拡幅を進め、防災性の向上を図ります。また災害時の避難拠点に至るアクセス道路の整備を推進します。

道路の体系化、ネットワーク化

国道114号及び国道349号の2つの交通軸を整備することにより、中心市街地から通過交通を排除します。また、地区と地区とを結ぶ道路として補助幹線道路の整備をおこない、各地区の利便性向上とネットワークの強化を図ります。

歩行者・弱者にやさしい道路づくり

交通安全施設の整備など、高齢化社会に対応した道路のバリアフリー化を推進します。また街路樹や花壇の整備により道路景観の向上を図ります。

② 基本方針

暮らしやすい川俣町を実現するために

● 身近な生活道路の整備(人にやさしい道づくり)

中心市街地においては、防災上問題のある細街路や、歩道が未整備の幹線道路等があり、安全上の問題が指摘されているため、生活環境を改善することを目的とした道路整備を推進します。

● 主要施設・公園・広場等を結ぶ歩車共存道路の整備

ふれあい福祉ゾーンを中心として、役場庁舎、中央公民館、道の駅と、中央公園を結ぶ歩行者空間を、バリアフリー化や道路景観の向上に注意しながら整備を進めます。

活気あふれる川俣町を実現するために

● 幹線道路の整備促進

福島市をはじめとする周辺市町村へのアクセスの強化は、町民の利便性の向上、産業の競争力向上のためにも重要であるため、幹線道路の整備を促進していきます。

●道路の階層構造と優先順位の明確化

川俣町の都市構造を明確にし、それに合わせた道路整備を推進します。バイパス整備による住宅地からの通過交通の排除や、生活道路としての幹線道路、補助幹線道路の整備について優先順位を明確にしながら進め、住民にわかりやすいまちづくりの進行を図ります。

みんなが誇りに思える川俣町を実現するために

●生活軸の位置づけの明確化と整備促進

行政ゾーンを含む“生活軸”の道路をバリアフリー化のモデルとして整備し、町の個性の一つとして弱者にやさしいまちづくりを町内外へアピールします。この他にも拡幅整備や道路景観の向上を図り、道路整備のシンボルとして他の模範となるよう先駆けて整備をおこないます。

③誘導・整備の方針

主要幹線道路

主要幹線道路としては、国道114号及び国道349号を位置づけ、街路樹の整備等道路景観の向上にも配慮します。

幹線道路

幹線道路として、都市計画道路を中心に位置づけて整備を進めます。特に中心市街地においては、その再整備とあわせた都市計画道路の整備が必要とされており、優先順位を検討した上で整備を進めます。

補助幹線道路

地区と地区とを結び、町民の生活利便性を高める道路として整備を進めます。



地区懇談会

■交通体系の基本方針図

